

秋運整第 1 3 2 号の 2
秋運輸第 7 0 号の 2
平成 3 0 年 6 月 8 日

秋田県内自動車運送事業者 各位

秋 田 運 輸 支 局 長
(公 印 省 略)

「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指
針」及び「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な
指導及び監督の実施マニュアル」の一部改正について

標記について、平成 3 0 年 6 月 7 日付け東自保第 2 9 号、東自旅一第 1 3 7 号、東自
旅二第 2 2 1 号、東自貨第 9 1 号、東自監第 9 8 号により、東北運輸局自動車技術安全
部長及び同局自動車交通部長から別添のとおり通達がありましたので了知願います。